

# 令和5年度 狩猟免許更新に係る適性検査実施要領

山形県庄内総合支庁環境課

## 1 対象者

山形県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が令和5年9月14日で満了する方

## 2 狩猟免許更新適性検査の期日及び場所

期　　日	場　　所	対象者
令和5年8月15日（火） 令和5年8月16日（水）	庄内総合支庁講堂 東田川郡三川町大字横山字 袖東19-1	主に庄内総合支庁管内（鶴岡市、酒田市、 三川町、庄内町、遊佐町）在住の方

## 3 当日の日程

- ① 受付
- ② 適性検査（視力検査、聴力検査、運動能力検査）
- ③ 狩猟免状交付

※1 免許更新適性検査については、10人程度の少人数に分けて実施します。当日の集合時刻等、スケジュールについては、免許更新申請受付後に各申請者へお知らせします。

※2 集合形式の講習（法令・鳥獣の保護管理、鳥獣の判別、猟具の取り扱い）は行わず、代わりに免許更新者の方から各自で事前学習に取り組んでいただきます。申請受付後に配布する「令和5年度山形県狩猟免許更新講習履修状況チェックシート」を適性検査当日に提出いただくことで、事前学習されたことを確認することとします。

詳細については、申請受付後に各申請者へお知らせします。

## 4 申し込み

### （1）必要書類等

- ① 狩猟免許更新申請書（押印不要）

- ・希望する受検月日を申請書上部（枠外）に記入してください。
- ・網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟免許のうち、2種類以上更新する方は、それぞれの免許ごとに申請書が必要です。

ただし、装薬銃とあわせて空気銃も使用する方は第1種銃猟免許のみの更新で第2種銃猟免許登録を行うことができますので、その場合は更新申請書の第1種銃猟免許「5. 空気銃」に○印を付けてください。（空気銃のみの免許が必要な方は、第2種銃猟免許「6. 空気銃」に○印を付けてください。）

・更新期日が異なる複数の免許の更新期日を揃えたい場合は、更新期日前でも更新受検が可能となりますので、その場合は6問合せ先に御連絡ください。

- ② 写真（縦3.0cm×横2.4cm）1枚

申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを申請書の所定の位置に貼付してください。

- ③ 手数料（県証紙）

2,900円分の県証紙を申請書の所定の欄に過不足なく貼付してください。（割印はしないこと）

**④ 次のいずれにも該当しない旨の診断書又は銃砲所持許可証の写し**

- イ 統合失調症、そううつ病（そううつ病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらさないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

※現に銃の所持許可を受けている方は、その許可証の写しの添付（顔写真該当部分）を提出ください。

**⑤ 更新を受けようとする狩猟免状**

狩猟免状を紛失した場合、転居、改姓等の場合（運転免許証、住民票の写し等の証明書類を添付してください。）は届出が必要です。

**（2）提出先**

山形県庄内総合支庁 環境課（〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1）

**（3）提出期限**

令和5年7月26日（水）必着（期限厳守のこと）

**5 その他**

- ・適性検査を受検し、合格した方には検査終了後に狩猟免状を交付します。
- ・狩猟免許更新申請書の様式は、山形県ホームページ（環境エネルギー部みどり自然課）からも取得いただけます。

**6 問合せ先（担当）**

山形県庄内総合支庁 環境課 豊原

電話：0235-66-5706 ／ FAX：0235-66-4749